



新津商工会議所

No.314-1 2012年8月22日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

～ IT活用セミナーのご案内～

0円でできるFacebookを使った販売促進術

今や9億人が使っているFacebookは世界のスタンダード。パソコンやインターネットの活用が当たり前になり、消費者の購買動向が変化する中で、実店舗の店先で黙って顧客を待っていたのでは時代に取り残されてしまいます。本セミナーでFacebookについて学びビジネスを広げてみませんか？

日時：9月14日(金)19:00～21:30

場所：新津商工会議所3階ホール

講師：横田 秀珠 氏

イーンスパイア(株)代表取締役

受講料：会員：無料 非会員：3,000円
当日セミナーテキストを配布します

定員：50名

申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)



～ 個人事業主のみなさまへ～

記帳のことなら会議所におまかせ下さい！

帳簿の付け方が分からない...？ 科目が分からない...？

決算の時期が来たけどどうしたらいいの...？

新津商工会議所では、帳簿の記入、源泉徴収、年末調整、減価償却の計算、決算、申告手続きなど"わかりやすく、親切に"をモットーにみなさまのお手伝いをしています。お気軽にご相談下さい！

【指導の対象】

個人の青色申告者で、従業員数が常時20人以下

但し商業サービス業は5人以下の小規模事業者

お問い合わせ先：新津商工会議所 記帳指導担当まで(TEL:22-0121)



厚生年金保険の保険料率改正のお知らせ

厚生年金保険の保険料率が平成24年9月分から引き上げられます。

《現行》

一般 16.412%

坑内員・船員 16.944%

《平成24年9月(10月納付分～)》

【16.766%】

【17.192%】

最終的な保険料率(平成29年9月から)は18.3%で固定されます。

参考 平成24年度の国民年金保険料と健康保険料率は以下のとおりです。

国民年金保険料(平成24年4月～)

月額14,980円

健康保険料率(平成24年3月～)

健康保険【9.90%】

介護保険【1.55%】

40歳以上65歳未満の方は介護保険料加算後の合計【11.45%】が適用されます。それ以外の方は健康保険料のみが適用されます。



～ 日本年金機構からのお知らせ～

国民年金保険料の後納制度の創設について

過去10年間の納め忘れた保険料について平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、厚生労働大臣の承認を受けた上で、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能になりました。

後納制度のメリット

2年以上前の保険料を納めることにより...

将来受け取る年金額が増額！

年金の受給資格が得られる可能性があります！

不足していた期間を納めることにより...

年金受給なし 年金受給可能に！

ご利用いただける方

(老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。)

20歳以上60歳未満の方

10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間をお持ちの方。

60歳以上65歳未満の方

の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方。

65歳以上の方

年金受給資格がなく任意加入中の方など。

詳しくはお近くの年金事務所へ

新潟東年金事務所(TEL:025-283-1013)



8月1日より雇用保険の基本手当日額が変更になりました

年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	12,910	12,880	6,455	6,440(15)
30～44歳	14,340	14,310	7,170	7,155(15)
45～59歳	15,780	15,740	7,890	7,870(20)
60～64歳	15,060	15,020	6,777	6,759(18)

【例】29歳で賃金日額が14,000円の方は上限額(12,880円)が適用されますので、平成24年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,440円となります。

賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額下限額(円)		基本手当日額下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,330	2,320	1,864	1,856(8)

詳しくはハローワーク新津へお問い合わせ下さい。(TEL:22-2233)



新津商工会議所

No.314-2 2012年8月22日

CCI EXPRESS

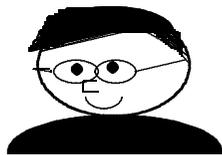
TEL:22-0121
FAX:25-2332

「おまとめ融資」のご案内

日本政策金融公庫では国民生活事業等のお借入残高を一本化する「おまとめ融資」を取り扱っています。「おまとめ融資」のご利用により、返済計画が立てやすくなり、月々の返済負担の軽減にもなります。

(生活衛生貸付の一部や教育ローンなどのお借入残高は一本化することが出来ません)

《ご利用のイメージ》



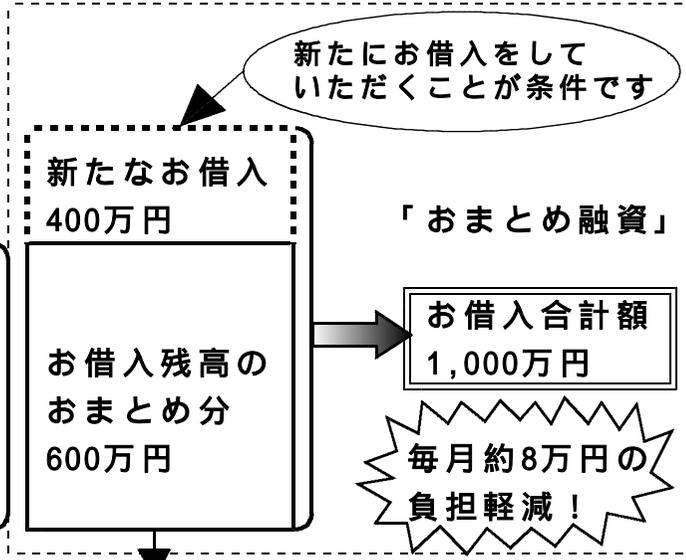
お借入残高：300万円
ご返済元金：月15万円
お借入残高：200万円
ご返済元金：月5万円
お借入残高：100万円
ご返済元金：月5万円

3口合計：借入残高600万円
返済元金：月25万円

お借入残高や新たなお借入の金額、ご返済期間によっては元金返済負担が軽減されない場合があります。

信用保証料が不要となります。

ご相談・お申し込みは新津商工会議所まで(TEL:22-0121 FAX:25-2332)



新たにお借入1,000万円を5年で返済する場合 返済元金：月約17万円

資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

9月4日(火)・10月2日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

9月11日(火)・10月9日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運転設備	8年超	0.95%~
教育一般資金貸付	1学生あたり300万円	教育資金	15年以内	2.65%

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運転設備	7年以内 10年以内	1.75%
--------	---------	------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
 原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
 常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
 所得税、法人税等の税金を完納されている方
 日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)

~ワンポイント知識~

国民年金の加入と届出

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人などはすべて国民年金に加入します。国民年金の加入者(被保険者)には次の3種類があります。

種類	内容	掛金
第1号被保険者	農業、自営業、無職、学生など日本国内に住む20歳以上60歳未満の人	月14,980円の保険料(平成24年度)
第2号被保険者	厚生年金保険・共済組合など被用者年金の加入者本人(原則65歳未満)	保険料の個別負担なし(厚生年金保険など被用者年金制度が一括して拠出)
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人(被扶養配偶者の認定基準は、健康保険の被扶養者と同様、年収130万円未満です。)	

第1号被保険者は、20歳になったら14日以内に住民票のある市町村に「国民年金被保険者資格取得届書」を提出します。(収入による免除、納付猶予等の制度があります。)

第2号被保険者は、厚生年金の被保険者資格取得届によって自動的に行われますので、国民年金として手続きを行う必要はありません。

第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者が使用される事業主又は、事業主が属する健康保険組合を通じて年金事務所に届け出ます。届け出は、健康保険の「被扶養者(異動)届」と一体化された複写帳票となっています。